

人材紹介奨励金制度

(目的)

第1条 社会福祉法人北叡会（以下「法人」という。）が安定した人材採用と職員の定着を図るため、人材紹介奨励金（以下、奨励金）制度を設ける。

(事務局)

第2条 本奨励金の予算及び支給に関しては、法人本部事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(支給者の基準)

第3条 本奨励金の支給対象者は、以下の条件を満たした紹介者及び就職者とする。但し、法人を離職した後、12 ヶ月以内に再度雇用された者については、紹介者・就職者ともに適用しない。

(1) 紹介者

紹介者は法人と雇用契約にある職員とする。なお、必要に応じ、法人は元職員等に紹介を依頼することができる。

(2) 就職者

前号の紹介者が紹介した職員（正職員・準職員・パート職員）で、雇用された後、3 ヶ月及び6 ヶ月を経過した者。また、再雇用の場合は、1年を経過した者。

(支給対象者)

第4条 本奨励金は、前条に該当した者に支給する。ただし、職員の場合は現に在職中の者とする。

(支給条件等)

第5条 本奨励金の支給条件及び支給額は、別表1のとおりとし、支給回数は問わないものとする。

就職者（紹介者）は、就職後支給条件（期間）を満たした場合にのみ支給する。

(申請)

第6条 本奨励金の申請は、施設長あるいはセンター長の許可を得て、所定の申請用紙によって行う。

(支給の時期等)

第7条 事務局は、必要条件を満たした後、本人の申請をもって本奨励金を支給する。

2 請求期間は、必要条件を満たしたあと、原則として1ヵ月以内とする。

3 奨励金は、申請を受理した後、第3条の者に1ヵ月以内に支給するものとする。

(返還要件)

第8条 就職者は、24ヵ月以内に退職した場合は支給額の全額、36ヵ月以内に退職した場合は支給額の2分の1を返還しなければならない。また、在職期間中に、求職・特別休暇等があった場合は、勤務期間に含めないものとする。

(事務取扱)

第9条 この制度の事務取扱は、事務局で行う。

(規程の改廃)

第10条 この制度の改廃は、法人本部にて行う。

附則

この制度は、令和 2年 2月 1日より施行する。

この制度は、令和 3年 7月16日より施行する。